

# 共済預金の手続きにかかる 「お取引時の確認」に関するお願い

共済だより3月号でもお知らせしましたが、平成25年4月1日より「改正犯罪収益移転防止法」が施行されたことに伴い、共済預金の手続きにかかる本人確認方法が下記の通り一部変更となっておりますので、ご注意ください。

## 対象となるお取引

- 共済預金の新規口座開設時
  - 200万円を超える現金でのお預け入れ・お引出し
  - 200万円を超える現金での口座解約
- ※上記のお取引以外にも、必要に応じて本人確認を実施する場合があります。

## お取引時の確認事項

	平成25年3月31日まで	改正犯罪収益移転防止法施行後 (平成25年4月1日以降)
本人 確認方法	本人確認書類(※1)の提示	・ 本人確認書類(※1)の提示 ・ 「お取引時確認に係る申告書(※2)」への記入

- ※1 本人確認書類は、運転免許証・組合員証等にて「氏名」「生年月日」「住所」の確認できるものとなります。  
また、代理人(配偶者等)が手続きする場合は、組合員と代理人の本人確認書類及び組合員と代理人の関係を確認できる資料も提示いただくこととなります。
- ※2 「お取引時確認に係る申告書」へは、氏名、お取引の目的(選択記入)、職業(選択記入)等を記入していただくこととなります。  
なお、当該申告書は、埼玉りそな銀行各支店の窓口にあります。

## そ の 他

- ◇ 上記の事項が確認できない場合、お取引ができませんのでご注意ください。
- ◇ 具体的な手続き方法につきましては、埼玉りそな銀行各支店へお問合せください。